

母親業を仕事から切り離す戦略

マリア・ヤンソン
中川志保子（訳）

要 約

1969年、スウェーデン政府は自治体によるチャイルドマインダーの正式雇用を開始した。この労働者団体の歴史と平行して、女性の労働力への参加は増大し、スウェーデンのジェンダー平等政策は推進されてきた。しかし、チャイルドマインダーの歴史はまた、私的な母親業を職業的なデイケアから切り離すための戦略のうちの一つの物語でもある。チャイルドマインダーの仕事は私的な家々で行われ、そしてほとんどの場合チャイルドマインダーは彼女たち自身の子どものケアも行っているため、母親業と仕事の区分は絶えず交渉される必要がある。

この論文では、公的記録資料、組合・使用者との諸協定、そしてチャイルドマインダーへの詳細なインタビューを分析する。これらの資料から、政策レベル、労働市場レベルで、さらにチャイルドマインダーの毎日の業務の実施中に、公私二元論が異なるやり方で維持されているということが結論として明らかになるだろう。この論文は、チャイルドマインダーが公私区分を維持するのに重大な役割を負っていること、そして母親業に関する制度と言説が公私二元論に合致し、それゆえその区分を維持するための戦略的ツールとして使われる可能性があるということを論じるものである。

1. はじめに

1969年、スウェーデン政府は自治体によるチャイルドマインダーの正式雇用を開始した。社会民主[労働]党政権はそれまで、デイケアはプレスクールでのみ行われるべきだと主張していたので、これは一つの政策転換であった¹⁾。この時デイケアの供給はその需要を満たすには程遠いものであった²⁾。さらに、1969年頃には労働市場における労働需要が例外的に高かった³⁾。1969年以来、チャイルドマインダーはプレスクールとともに、公的に資金供給されるデイケア・システムの一部となっている。

雇用労働者としてのチャイルドマインダーの歴史と平行して、女性の労働力参加は増大し、スウェーデンのジェンダー平等政策は推進されてきた。しかし、チャイルドマインダーの歴史はまた、母親業を職業的活動としてのデイケアから切り離すというような公私二元論から生じるジレンマに取り組む一つの物語でもある。チャイルドマインダーの仕事は彼女たちの私的な家々で行われ、そしてほとんどの場合チャイルドマインダーは彼女たち自身の子どもがいるため、母親業と仕事の区分は、絶えず交渉される必要がある。雇用されたチャイルドマインダーの存在そのものが、公私間の差異の構築がいかに弱くもろいものかを私たちに常に気づかせて

くれるものである。様々な党派の政治家たちは次第に、以下のような厄介な質問を投げかけ、チャイルド minder を、母親業と女性の仕事に関する議論の事例として使うようになってきている。すなわちその質問とは、ある人が他の人々の子どもを世話することで自治体から賃金を得られるならば、なぜその人は自分自身の子どもを世話することで賃金を得られないのか、というものである。

この論文では、チャイルド minder の仕事の編成によって公私二元論が絶えず異議を唱えられていること、そしてチャイルド minder の労働条件と日々の実践が[ある形に]定着していくのは、私的であるものと公的であるものとの間の境界線を維持し、特徴づける役割を[彼女たちが]割り当てられているからであることを指摘する。

したがって、この論文の主たる目的は、チャイルド minder の事例においてどのように公私二元論が交渉されているかを調べることである。公共政策からチャイルド minder の日々の実践にいたるまで全てのレベルで、公私の区別が交渉にさらされていることを示す。特に問われる問題は以下の三点である。

- チャイルド minder に関する公的議論が、公私の境界線をいかに構成し、維持するのか。
- 公私二元論は労働市場の当事者たちが参加する協定においてどのように組み込まれているのか。
- チャイルド minder の日々の実践において、公私はどのように明示され、扱われているのか。

この論文は、1967年から1999年までに発行された公的記録資料、すなわち、公的調査 (SOU)、議会討論 (RD)、さらに政府や当局によって出された動議、提議、判決、自治体の労働組合 (“Kommunal”) や使用者組織 (“Kommunförbundet”) による集合的協定とその他の資料に基づいている。また、三つの自治体 (ストックホルム市、ハニンジ市、ルーリア市) のチャイルド minder たちと、組合・使用者の代表に対する詳細なインタビューも、この論文で分析される実証的資料の一部である⁴⁾。

デイケア、女性の仕事、ジェンダー平等に関するスウェーデンの言説についての背景と、そして公私に関するフェミニズムの議論について短く触れた後、公共政策、労働市場、そしてチャイルド minder の仕事において、どのように公私の境界線が交渉にさらされ、そして交渉し直されているのかを分析する。

2. デイケア、女性の仕事、ジェンダー平等—スウェーデンのストーリー

80年代以降、女性は概ね安定してスウェーデンの労働市場に参加しているように見えるが、男性はチャイルドケアの分担をそれに見合う形で負ってはいない⁵⁾。研究者や世論の形成者たちは、男性に家事労働をさせチャイルドケアの責任を負わせるよりも、女性を労働市場に参加させる方が容易であるようだと言及している⁶⁾。同時に、ジェンダー平等は、スウェーデンのトレ

ードマークとして認められ、スウェーデンのナショナル・アイデンティティの一構成要素とみなされている⁷⁾。

デイケア、女性の仕事、ジェンダー平等に関する問題は、スウェーデンの言説において強固に絡み合っている。ジェンダー平等は、1970年代初めにそれ自体で一つの政策分野として形成された。デイケア、女性の仕事、女性の男性からの経済的自立、そしてジェンダー平等の連関が1970年代に確立され、さらに1970年代はデイケアの要求を伴う、第二波女性運動の十年でもあった⁸⁾。ジェンダー平等政策の主要な焦点は、以下の二つの目的を持つ戦略として定式化された。第一に、女性の労働市場への参加を可能にすること、第二に、男性に家内労働とチャイルドケアについてより多くの責任を負わせるように促すことである⁹⁾。

労働市場に女性が参加するインセンティブと可能性を高めた政策として、とりわけ、1971年に施行された税制改革——税制を個人単位化した転換、デイケア職員の給与だけでなくデイケア施設の建設に対しても行われた政府による自治体への財政援助、そして1974年に開始された育児休暇保険が挙げられる¹⁰⁾。

スウェーデンの公式の歴史において、女性の労働市場への参入というサクセス・ストーリーは、70年代初めにおける平等とデイケアの要求に応じた政府主導の諸改革による一つの成果として語られている¹¹⁾。デイケアの建物の増設に対する世間一般的な説明は、その増設がジェンダー平等のための利他主義的ともいえる努力の一環であったというものである。この説明があまりに世間一般的であるため、諸改革が開始されたときに頻繁に言及されたその他の誘因はしばしば政治的に忘れ去られているように見える。例えばプレスクールの階級平等効果や女性の労働力の需要のような誘因である。また、1968年に一人の国会議員によって次のように指摘された誘因である。「デイケアに対するニーズを生み出す様々な要因のうち、労働市場における権力闘争が疑いなく最も傑出している」¹²⁾。この見解は歴史学者、イヴォンヌ・ハードマンの結論に正確に一致するものである。すなわち、ジェンダー平等政策という事象にもかかわらず、1967年から1976年までの間、政治において支配的な焦点とは階級だったのである¹³⁾。

ジェンダー的観点を持つ研究者たちによって、サクセス・ストーリーに関する他の修正——[女性の労働市場への参入を]利他主義的[努力の結果]とは捉えない方向へと導くものでもある——が論じられている。経済学者のアニタ・ナイバークは、70年代に労働市場への女性の参加が急激に高まったこと[の誘因]に、1960年代までスウェーデン市民の大部分が農業に従事していたことや、農家の妻たちが公式の統計で「働く者」として数えられていなかったことが考慮されていないので、修正されなければならないと主張している¹⁴⁾。歴史学者や政治学者によってもまた、女性の労働の需要が戦後ひっ迫したものであったこと、主婦という理想は、政治的、文化的に活動的であった女性たちによって、1940年代と1950年代におけるその全盛期の間、既に異議が唱えられていたこと、そして国家助成金を伴うデイケア政策は1960年代に既に開始されていたことが指摘されている¹⁵⁾。

新自由主義的な異議申し立てと制度改革

1980年代に、スウェーデンが多く他国と同様に新自由主義的な経済・政治的理論の影響を受けた事実と関連して、デイケア不足は共働きのブレッドウィナー・システムに対する異議申

し立てを導いた¹⁶⁾。1991年から1994年までの右派連立政権時代に、いわゆるケア手当て(“vårdnadsbidrag”)が導入され、子どもが三歳になるまで一人の親は家にいることが可能になった¹⁷⁾。この改革は「伝統的な母親」像という理想の回復のための揺り返しとして見ることができる。テレビのトーク番組に出演した女性たちは、ジェンダー平等政策と働く母親像という理想に従うことによって彼女たちの子どもの幼少期を欺いていると感じていることを公に認めた。家内労働をきちんとした仕事に昇格させたい女性たちと右派政党は、核家族という理想を称賛した¹⁸⁾。ケア手当て改革はわずか一年後、社会民主[労働]党が1994年の選挙で政権を奪回した際に、廃棄された¹⁹⁾。

デイケアの領域では、親の選択権が議論の俎上に上った。[それぞれが]異なる教育方法を持つプレスクールは選択権を持つことのできる例として挙げられた。子どもの育て方に関する親の理念と、多様な形態のデイケアが持つカリキュラムとを適合させるための研究がなされた²⁰⁾。しかし、最も顕著であったのは、デイケア施設の所有者をめぐる議論であった²¹⁾。税金で私的なチャイルドケアを運営できるようにするための改革がなされ、1992年にはチャイルドケアは公的に運営されようと私的に運営されようと公的資金に対する権利を平等に与えられた²²⁾。

1990年代初頭の福祉システムの変容は、イデオロギー的要素と制度的要素の両方を伴う重大な転換として、また民主主義的な諸価値から効率性に焦点をあてる転換として描写されてきた。そのイデオロギー的転換はスウェーデン経済の下降と同時期に起こり、同時に諸々の[公費]削減が制度改革として遂行された。これらの諸改革によって、ケアの責任が国家から個人と家族へ移されると考えられるにもかかわらず、個人がこれらの責務を担うことができる見込みは、例えば減税などによって、実質的には増加しなかった²³⁾。

現時点で親たちは、公的、私的、または共同運営のデイケアを選ぶことが可能であり、それら全ての費用最高額は同額であり、また全てが税金で資金を供給されている²⁴⁾。1990年代、スウェーデンの289の自治体のうち大部分の自治体は、デイケアを必要とする全ての子どもがプレスクールかまたは家族デイケア(チャイルドマインダー)において[ケアを受ける]場所を得ていることを、誇らしげに報告している。1995年に政府はデイケアを保証することを宣言した。1996年、スウェーデン議会はデイケアに対する政治的責任を社会省から教育省に移すことを決め、1999年にはプレスクールのための国家的教育カリキュラムが発行された²⁵⁾。

デイケア・システムにおけるチャイルドマインダー

スウェーデンのデイケア・システムは今日、二つのフルタイムのデイケアの形態——プレスクールとチャイルドマインダー——から構成されている。2004年には、1歳から5歳までの364,065人の子どもがプレスクールに通い、36,970人の子どもがチャイルドマインダーのケアを受けた²⁶⁾。プレスクールは、デイケアの最も主要な形態であり、また1980年代後半までは社会民主[労働]党が明示的に好んでいたデイケアの形態である。プレスクールはスウェーデンで長い歴史を持ち、プレスクールの教員は昔から認知された職業である。一方、チャイルドマインダーは非公式の長い歴史を持つが、1969年以降のみ、デイケア・システムの正式な一部となっている。1969年の改革は一時的な解決方法であることが明白に謳われ、チャイルドマインダーはデイケア施設が建設されるに連れて次第に数を減らしていくと想定されていた。しかし、プレ

スクールの建設は予想よりも長期に及び、チャイルド minder は存続した。自治体に正式に雇用されて、チャイルド minder たちは需要のピークに歯止めをかけるために使用された。当初チャイルド minder の公式な人数はかなり少なかったが、これに対して闇市場におけるチャイルド minder の人数はおそらく多かったはずである。1980年代半ばにチャイルド minder の人数はピークを迎え、約3万人のチャイルド minder が働いていたが、2000年にはわずかに1万5千人ほどにとどまり、さらに現在は8千5百人にその数を落としている²⁷⁾。

チャイルド minder に関する議論は右派対左派の対立による影響を色濃く受けている。右派政党がチャイルド minder を支持する方針を取る一方で、政権を担うことの最も多い政党である社会民主[労働]党を含む左派政党は²⁸⁾、チャイルド minder に対してより否定的な立場を採っている。保守党（“Moderaterna”）による[チャイルド minder]支持の議論は長い間、「家族原理」²⁹⁾とより調和するものとしてチャイルド minder を扱うものであり、その議論はおおよその意味で共稼ぎのブレッドウィナー・システムという構想に抵抗するものとして理解できる。政治家たちは次第に、「家にいる母親たち」や親の[ケア]手当て（“vårdnadsbidrag”）を議論の俎上に上げようとするときの事例として、チャイルド minder を使うようになってきている。[しかし]このように、家にいることを望む母親の例としてチャイルド minder を使うことは、チャイルド minder の職業的努力を助けるものではない。

[デイケア供給の]危機に対する一時的な解決方法として姿を現して以来、チャイルド minder は常にプレスクールに対する「他者」として解釈されてきた³⁰⁾。この解釈は、経済的決議、法律、規則においてだけでなく意見陳述においても見ることができる。1999年にプレスクールに国家的教育カリキュラムが与えられたが、その対象にチャイルド minder は含まれていなかった。これはチャイルド minder が教育的地位を持つことを避けるものとして理解されなければならない³¹⁾。

3. フェミニズム理論における公私の概念化

フェミニズム理論において公私とは、アン・フィリップスが名づけたように、「古典的な議論」のうちの一つである³²⁾。フェミニストである多くの研究者にとって、公私は、家庭（私）と、政治、組織化、そして仕事が行われる政治的・市民的領域（公）との間の位置と活動における差異として概念化されている。マルクス主義フェミニズムの伝統においては、公私は生産（公）と再生産（私）との関係で規定されている。例えば、マリア・ローザ、ダラ・コスタ、そしてセルマ・ジェームスは、「労働市場」と「家族」との分離に明示される、生産の仕事と再生産の仕事との間の線引きは、女性の家内労働という搾取を不可視化させる一つの方法である、と論じている³³⁾。より自由主義的な用語法においては、政治的領域と税金を供給される領域は、私的所有や個人間または当事者間の協定が決定要素となる市民領域からたいてい区別される。これは、キャロル・ペイトマンが主張するように、市民領域が私的なものとして表わされるにもかかわらず家内領域から区別されるという「二重の分離」を引き起こす。したがって家内領域が「真の」私的領域になるのである³⁴⁾。

ペイトマンの議論は、私的なもの——生活の維持が行われた世帯——の公的なもの——政治

が行われた場所——からの古代的区別が、公的活動としての労働という自由主義的・マルクス主義的概念の発生によって変化したという、ハンナ・アレントの議論に即している³⁵⁾。労働の「向上」を可能にし、そして労働を公的なものの一部にするためには、[古代的公私区分を]少しだけ変えて、労働を家内のものから、そして性的・身体的に再生産的な活動から切り離すことが不可欠であった³⁶⁾。したがって、公的活動としての労働の定義は、私的なものとしての母親業の定義に支えられている。これは、メアリー・グレイスが示すように、母親業は、家事労働と異なって、賃金が支払われる場合にはその価値と特徴を失ってしまうという事実によってさらに強調される³⁷⁾。ドロシー・スミスは、仕事の定義は男性の活動にモデルを置き、仕事の概念自体が支配関係によって決定されていると論じている³⁸⁾。そのため、彼女の議論に従えば、仕事の再概念化は現存のシステムの範囲内では不可能であるということになるだろう。したがって、仕事（そして母親業）の定義はそれ自体のうちに家父長制権力を隠し持つ一つの手段なのである。

公私二元論はまた、伝達と可視性——ハンナ・アレントが指摘したように、公的なものを全ての人が見聞きすることができるようにするもの——に関連して理解することができる。他者に見せたくないものを、私たちは私的なものとして保持する。実際に、非常に私的であるために、たとえ私たちが望んだとしても伝達されえないものがあるとして、アレントは、激しい苦痛の例を挙げ、論じている。私たちは、その苦痛がどのようなものであるかを正確に描写することはできないのである³⁹⁾。

公私区分の機能の一つは、私益を公益から切り離すことである。自由主義的原則によれば、国家は私的なものに干渉してはならず、公益であるもののみが合法的に政治において取り扱われる。それゆえ、何かを私的領域の範囲内に位置づけられたものとして理解するということは、それを脱政治化するための一つの手段である。第二波女性運動が「個人的なものは政治的である」と声を上げたとき、それは、私的領域の範囲内に位置づけられてきて、それゆえ非政治的とみなされてきた、男性の権力の問題を政治化することを要求していたのである。キャサリン・マッキノン著作においては、個人的なものは性/身体と同一視されている。言い換えれば、個人的なものは構造的権力と同一視されているのである⁴⁰⁾。したがって彼女は、特定の位置としてでも所有権の特別な問題または手段としてでもなく、身体の内側で位置づけられ身体上に帰されたものとして、私的なものを概念化している。

権力は公私二元論に深く織り込まれている。公私二元論概念は、異なった、そしてしばしば競合している権力概念を内包している。すなわち、その権力概念とは、国家権力（公）による個人（私）への制限、政治的なものと政治的でないものとを線引きする権力であり、それはまた、女性に対する男性の構造的権力を促進する手段、そして女性の仕事を搾取する手段としても作用する。

4. 公的議論における家庭内の母親と働く女性

デイケアと女性の仕事に関する議論——これまで示してきたように、ジェンダー平等の理念と強固に結びつけられている——は、公私二元論と一致するいくつもの二分法を生み出してき

た。家庭の描写は公的なものの描写と対照的に描かれる。家内労働と母親業は、有給雇用と対照的なものとして打ち立てられ、そして労働時間は自由な時間と区別されている。しかし、そのような二分法はまた、女性が、母親、女性、そして労働者として扱われる際の違いにおいても見ることができるものである。

家庭内のもの 対 有給雇用

公的記録資料を読んでいると、家内労働に関する発言の持つ問題性に気づかされる。家庭の仕事をしている女性たちは最も重要な政策対象であり、彼女たちを[労働市場に]参画させる必要がある。しかし、家内労働に関する多くの説明は、家庭の仕事を反復的で退屈なものとして軽視し、語るものである。

家庭で働く母親の状況は、夫への依存、社会的孤立、家の中に閉じ込められること、公的な尊敬の欠如、起こっていることを把握できないこと、成果を導く[ことへの]影響力の欠如によって特徴づけられる。家内労働は、有給雇用と同じだけの満足感を母親に与えることができない⁴¹⁾。

この一節によれば、家内労働は依存、孤立、尊敬と成果の欠如によって特徴づけられている。暗黙のうちにそれら全ての反対の価値——自立、親交、尊敬、成果——は仕事をしているときに見出だされるものである。したがって、このような説明によって、家内労働が否定的価値を与えられ、有給雇用が肯定的価値を与えられる階層関係が作り出されているのである。

家内労働はさらに、過去の「自足的な世帯」に属するものとして描かれる⁴²⁾。夫が家事を分担する場合は特に、現代の世帯は「女性が」家の外で働いたとしても維持されやすい⁴³⁾。しかしながら不当な期待によって生じる問題がさらに解決されなければならない。すなわち、「雇用されている女性たちは（中略）子どもや家内労働をケアしないことについて、家族によって期待されている程度に応じて、罪悪感を持っている」⁴⁴⁾。

この言説の論理は、合理的個人は皆、労働市場に参加する方を選ぶとするものである。そこでは、女性にとって労働市場に参加するための問題とその原因は以下のように説明される。「女性は働きたくても、チャイルドケアまたは家内労働によって求職することを妨げられている」⁴⁵⁾。このように問題を提起するとき、家内労働、そして特にチャイルドケアは、なされる必要があるものという意味において正当化される。同時に、働きたい女性が家内労働を行う必要があつて[外で働けない]ことは、解決方法が十分でないことを示すと論じられる。仕事とチャイルドケアの組織化が問題となり、共稼ぎのブレッドウィナー・システムが旧式の男性のブレッドウィナー・システムに取って替わるべきだと提案される。もちろんこれらの意見に反対する者もいて、反対者は女性が家にいることに基本的に何の問題もないと主張する。しかし、反対者たちがその問題と原因の図式を認めたところで、あなたは仕事と子どものケアを同時に行うことはできない。

私たちが忘れてはならないのは、子どもがいる人は誰でも、ある程度は決定——親たちの、

例えば労働市場における、移動の自由を不可避的に制限する決定——を行っているということである。私はそれを幼い子どものケアに責任を果たすべく社会が持つ自然的義務としてみなしたくはない。なぜならそれは本来親の責任だからである。しかし、同様に自明なことであるが、社会は母親が有給雇用を必要とする多くの場合に彼女自身と彼女の子どもを援助し、組織的・経済的条件が整うように家の外によりデイケアを作らなければならない（以下略）⁴⁶⁾。

このように問題が合意に基づいて構築されるなかで、チャイルドケア/母親業は、有給雇用と正反対のものに変化していく。[しかしながら、]たとえもし議論が女性の仕事についてであるかのように見えてとしても、母親業の編成こそが、議論の中心におかれている転換の対象だと私は結論づけたい。

1970年代の公的記録資料において家内労働がひどく攻撃されたことは、家と母親業がそれ自体で肯定的な意味づけを持つという文脈において理解されなければならない。[つまり、]この言説の一人芝居的な特徴は、家庭で働く女性と母親業に対する暗黙裡の支持に対する反論の線から理解されなければならない。その言説の全体的な構成が構築される前提にあるのは、女性は労働市場に参入するように促される必要があるというものであり、促さない限り母親業と家内労働が彼女たちの第一希望、または怠慢な選択であるというものである。言説におけるこの論理は、母親業と仕事を相対立するものとして制度化し、家で働く母親像という理想と、母親業を私的なものとする観念とを解消するのではなくむしろ保持するものである。それゆえ、1990年代の母親業と女性の仕事に関する議論において、この[家で働く母親像という]理想は、家庭の母親を支持する擁護者たちによって簡単に取り上げられたのである。

母親と女性

女性は、ジェンダー平等政策とデイケア政策の中心である。女性は政府の改革によって生き方を変えられ、また「助けられる」と想定される者たちである。解決方法と同様に問題の構築もまた、女性とは母親であるという前提に基礎を置いている⁴⁷⁾。しかし同時に、女性と母親との間の区別は決定的である。

例えば、女性に関して自立と解放を導く雇用が論じられている。労働力に参加することで、女性は公的なものの一部となるはずである。これは、組合や政治と女性との接点を次々と増やし、おそらくそれらとの契約までも導くであろう。仕事は女性のためのより広い社会参画への道程として描かれるが、子どもをケアすることは、家の中に強固に固着した活動である。つまり、「家で働く【女性たち】は、彼女たちが子どものケアをするために家にいる際、低く評価されているように感じている」⁴⁸⁾。また、[このため次のように考えられている。]「プレスクールは、家を補完するべきである。(中略)したがって、プレスクールの仕事は親と緊密に協力しあうものとなるに違いない」⁴⁹⁾。

家での母親は仕事場で女性になる。この変容は非常に円滑になされるが、明白なものである。例えば、

デイケアの需要が増大したのは、1980年代後半の出生率の急上昇、幼い子どもを持つ母親たちの雇用頻度が高まったこと、女性の労働時間の増加、（中略）によって説明することができる⁵⁰⁾。

母親たちが働く頻度を高める——言い換えれば、家と労働市場との間の境界線を越えるときには、女性は母親としてみなされている。しかし、労働市場においては、彼女たちは労働時間を増やした女性となる。

母親業と有給雇用を組み合わせる際に女性が「感じる」可能性のある葛藤や問題が、資料の中でいくつか扱われている⁵¹⁾。この葛藤は、古典的理念から生じるものである。母親業は部分的にケアの実践として理解されているために、子どものケアを一日の大部分誰か他の人に任せるということは構築された母親業を危うくするものである。しかしながら、母親業を行う「新しい」やり方が子どもを傷つけるかもしれないという悩みが[それに]拮抗する。子どもの発育に関する研究の多くによって、子どもが幼年時デイケアに通うことによる悪影響はないことが明らかにされている。そしてまた、現在[受け入れられている]母親の理想像は以下のように退けられている。

重要なのは、親と子どもとの間の触れ合いの量ではなく質である。母親の伝統的役割は、重要ではあるが、過大評価されている。母親の役割の過大評価が持つ危険性とは、子どもが過保護にされるようになり、そのため自発性と自立性を欠くようになり、大人としての役割を担う際の問題となりうることである⁵²⁾。

しかし、母親業と仕事の間の対立はまた、そのような言説自体の内的な論理からも部分的に生み出される。現在[受け入れられている]母親の理想像と調和する形で労働力に加わるのが女性の解放であるという論理は、自己利益と自己犠牲との間の葛藤を起こさせる。解放と自己利益が、母親業と正反対のものとして解釈されている仕事と同一視されるとき、母親業[概念]は自己犠牲を強く望むのが理想だとして、対立する価値が本質的なものとして組み上げられている。私はこれを、母親業という価値と働いている（そして解放されている）女性という価値との間の固有な対立を作り出すものとして理解している。

1970年代、この対立は、上で引用したように部分的に否定されるか退けられ、多くの場合同時に、デイケアに通うことは子どもにとって望ましいことだと論じることによって克服された。

様々な発達に関する刺激を十分に得られなかった子どもは、プレスクールが提供するものの欠如を後になかなか埋め合わせることができない場合がありうる。（中略）子どもの環境と発達に関する研究によって、プレスクールが提供しようとする発達刺激を全ての子どものに与える必要性は非常に高いとされている⁵³⁾。

このような方法で上述の対立に対処することは、母親業は子どもの幸せのためには不十分なものだということを意味している。同時にこのような方法で母親たちは働くように促される

のだが、その際彼女たちが働くこと、そして彼女たちの子どもがデイケアに通うことが子どもにとって最良であると論じられる。子どもにとっての利益は、とりわけ、子どもがよりよい技能を発達させ、子どもの学業成績がデイケア施設で職業的な教育訓練によって改善されることに限られているのである⁵⁴⁾。

よい母親であること/自己犠牲と、働くこと/自己利益との間の対立を架橋するためには、母親の自己利益と一致し、かつ子どものために最良であるような状況を作らなければならない。

女性の大部分が雇用された後、母親業と仕事における固有の価値対立は、時間不足を通して表明された⁵⁵⁾。よい母親のままフルタイムで働くための時間を見つけるのは困難である。したがって、そこでの対立は、異なる女性グループ——家にいる者たちと労働市場にいる者たち——間の対立として、さらに理想的には家にいると同時に[外で]働いているべきである母親/女性、一個人の内面的な対立として、認識することができる。これはまた、働く女性と母親との間の境界線が集団間というよりむしろ異なる機能の間で引かれているということも意味する。

母親業と仕事との対立に取り組む言説は、既存の理念を維持し、引き合いに出すものである。働く女性であるということは、母親業の慣例を転覆するものではなく、単に新しい環境になじむようにその慣例を少し調節するだけのものであるということとは明らかである。

母性愛と職業的なデイケア

デイケアは、二つの商品——子どものための教育と親のためのサービスとしてのデイケア——を生み出すとされている。このサービスを行うのは雇用された労働者たちであるが、その事実にもかかわらずデイケアを職業的活動として確立するためには、母親のケアとデイケアの仕事との間を線引きすることが非常に重要であるように見える。そのような線引きはまた、母親は母親のままであり職業的なデイケアの人には取って代わられないとして、母親たちを安心させるのにも役立つものである。これは重要なことである。なぜなら政策の狙いは家の「外に」母親たちを運び出すことだからである。

デイケア労働者は母親が行う以外のこともしている。1972年の委員会報告ではプレスクールの教育的特性が強調された。また教育の重要性は、社会省から教育省にプレスクール[の管轄]を移した1996年の改革の目玉であった⁵⁶⁾。このように[デイケアの]より教育的な地位を目指す傾向はまた、デイケアのための国家的教育カリキュラムによっても強化された⁵⁷⁾。対照的に、母親業/親業は主に感情的で個人的なものとして以下のように描かれた。「親であるということは本来的に、あなたの子どもの感情を受け入れ、あなた自身の感情、規範、価値観をそれに応じさせることである」⁵⁸⁾。

デイケア労働者は専門職として見られ、彼女たち/彼らの子どもとの関係は教育者とその生徒の関係として形づくられている。母親は彼女の子どもの対して特別な意義を持つという考え方に比べて、デイケア労働者[と子ども]の関係は道具的なものである。この区別の重要性は、次の一節を読むときに明らかとなる。「子どもの愛情をめぐって、[デイケア]職員は親と張り合うべきではない」⁵⁹⁾。この主張は、母親とデイケア労働者が異なる役割を持つことを強調すると同時に、誰に子どもの愛情が属しているかを明確にするものである。愛情とその他の感情は私的なものの中に配置され、一方で教育のような目的追求型の職務は職業的分野に配置される⁶⁰⁾。

デイケアにおける教育的特性と専門職業意識の強調は、母親とデイケア労働者との区別を生み出す一つの方法である。同時に、別の区別が場所に関してなされる——プレスクールの場所は家とは異なるものであり、それは小さい子どもの教育的・身体的の必要に応じて特別に設計されている。さらに、デイケアと公的領域とのつながりが構築されることによって、母親業と家（私）はデイケア（公）から線引きされる。この線引きは、デイケアに入るときに子どもが母親から引き離されることと、ミニチュアの公的領域としてデイケアを表象することとを、同時に描写することによって行われる。デイケアにおける子どもの相互行為は[皆]同等であること——市民の政治的相互行為に類似するもの——に関連するものとして描写される。子どもは争いを解決することと集団の一員となることを学ぶ。これはまた、育て方の社会的差異が、全ての子どもが同じ施設で専門的に刺激を受けるということによって均質化されるので、平等性を高めるものである⁶¹⁾。したがって、デイケアが教育的目的を持った専門職業的な公的環境として描かれるとき、母親によって与えられるケアは無条件の愛情と私的領域に結び付けられたものとなる⁶²⁾。

デイケアはまた時間においても限定される。デイケアには始まりと終わりがあり、無限なものとして理解される母親のケアからは区別される。時間的制限はまた、デイケア職員の勤務時間も構成している。これらの時間的制限はデイケア労働者の責任に関する限定と対応している。[デイケア労働者は]勤務時間を終えるとき、責任も終える。これは、そのようには制限が無い母親/親の責任とは異なるものである。

責任における差異は、時間だけではなく活動における差異にもつながっている。デイケア労働者の責任はまた彼女たち/彼らの職務もまた制限する。したがってデイケアは、子どもが健康であり、適当な服と備品を持つ場合——つまり、教育的刺激を受ける状況が整う場合——にのみ与えられるものである。子どもが風邪を引いた場合、教育的活動は達成されえないので、ケアは私的領域に委ねられなければならない。デイケア労働者の責任は条件づけられている。一方、母親は、子どもが一時的に他人のケアを受けている間でさえ、子どもに対する全ての責任を持つものとして構成されている。この特色は親が選択を行えば行うほど強調される。母親たちは、たとえ彼女たち自身が直接的に状況を監視したり影響を与えたりできない場合にでも、子どもの居場所に責任を持つのである⁶³⁾。彼女たちはプレスクールにいないときも、彼女たちの子どもがケアを受けているかどうか確かめる責任を負っている。

5. 労働市場で働きながら家にいるということ

母親のケアとデイケアを分けることと、デイケアを商品として構築することの他に、第三の特徴の中核をなすのは、仕事としてのデイケアの構築である。すなわち、使用者と雇用者の関係である。チャイルドマインダーの定義は、[労働]協定にそって、年数と等級という二つの要素によって比較的安定している。チャイルドマインダーは、誰か他人の子どもを彼女の家でケアするために雇用されているということによって特徴づけられる。雇用されて給与を得ることがチャイルドマインダーの仕事として構築するために特に重要である。なぜなら、チャイルドマインダーは場所に関しては労働時間と自由時間の分割に頼ることはできないし、

時間における限定もまた少し疑わしいものだからである。自分たち自身の家で働くせいでチャイルドマインダーは専門職として認められにくい。なぜなら、彼女たちの仕事と「通常の」家事/チャイルドケアとの間の境界線が、流動的で描きにくいものとして理解されているからである。

この節では、自治体の労働者組合と自治体の使用者たちの組織がチャイルドマインダーの仕事について協定を結ぶ際に問題として表出している点だけでなく、チャイルドマインダーに関して自治体が問題視する点についても考察する。

チャイルドマインダーが自治体の雇用者となったとき、彼女たちの地位が変容したのは事実であった。しかし今日もなお、チャイルドマインダーたちは、本当の職をいつ得るのかと人々によく尋ねられるということを経験している。1969年、チャイルドマインダーは彼女たちの地位のために熱心に戦った。そして、1969年10月に、一つのチャイルドマインダーの利益組織が発足した。この組織は、自治体の労働者組合に加盟する1970年5月まで存続した⁶⁴⁾。

チャイルドマインダーを自治体の雇用者として「組合に」加入させることは、特に組合にとっては、厄介な問題を伴い、危険を冒すものであった⁶⁵⁾。その当時、自治体の労働者組合は、チャイルドマインダーをメンバーとして迎えるのに乗り気ではなかった。チャイルドマインダーたちは孤立した労働者であり、そのため組織するのに問題があるとして、労働者組合は難色を示した。またさらに、チャイルドマインダーは低賃金[雇用]であり、それが組合内の他の労働者集団に下向きのプレッシャーを与えるかもしれないと非難していた⁶⁶⁾。他方で、組合は組織化されていない労働者集団を望んでいなかったが、1969年に組合と使用者組織はチャイルドマインダーに対して初の労働協定を結んだ⁶⁷⁾。

問題としての時間と場所

チャイルドマインダーは彼女たちが家で働いていることを理由に労働時間の規定から除外されていた。この顕著な例として、チャイルドマインダーは1977年まで子どもが病気かその他の理由で現れなかった場合には給与が支払われなかったことが挙げられる。組合の委員長は「チャイルドマインダーは子どもをケアすると同時に家事をすることができるので有利である」⁶⁸⁾と説明している。つまり、私的な家の仕事を、割り当てられた[ケアの]仕事と混同する可能性が持ち出されて、雇用の例外的な条件が説明されたのであった。

チャイルドマインダーが他の事（つまり、私的な何か）をしながら子どもの「世話をする」という発想はまた、チャイルドマインダーが給与を支払われる[分の]100パーセントまで責務を果たしていないという非難の一形態でもある。この非難は、管理の問題と絡み合っている。[チャイルドマインダーは]自分たち自身の家で働くため、使用者は限定的にしか管理できない。たとえもし全てのチャイルドマインダーが当初は自治体当局/使用者から認定され監督されるとしても、日常的に絶え間ない管理を行う手段は存在しない。したがって、使用者はチャイルドマインダーが働いている間に彼女が行うことを管理する手段を持たない。チャイルドマインダーが彼女たち自身の家で働いていることと相まって、勤務時間中に彼女たちが私的な雑用をするかもしれないという疑いは使用者だけでなく組合の代表に対しても問題を構成する。そこで労働協定が、子どもの人数が私的な家の仕事の量をぎりぎりまで制限するように見積られた基準

を示し、同時にそのように作用するものとしてみなされる。フルタイムは、4人の子どもを8時間[ケアするか]、または「ケア時間」数（1人の子どもを1時間ケアすると1ケア時間である）が一週間に120時間あることを意味し、それらはもちろん日中どんな形にせよ割り振られる^{69）}。

1999年においても依然として、チャイルド minder はフルタイムの賃金を得るためには一日8時間以上働かなくてはならないと多くの自治体が主張していた。今日これは主に必要性の観点から動機づけられている。なぜならデイケア・サービスは、親たちの8時間労働と仕事場への行き帰り[の時間]を補うのに足りるだけの長時間[の供給]を必要とされているからである。チャイルド minder はまた、夜間勤務の労働者や不規則な勤務時間で働く労働者が必要とする「デイケア」[需要]を満たすために自治体によって使用された。1990年代にいくつかの自治体では、チャイルド minder は週に40時間か50時間を割り当てられたが、ワークチームの導入によってこれが可能になった。ワークチームでは、地理的に近くに住む4人か5人のチャイルド minder がグループを形成し、お互いのケアする子どもを一日の一部、また時には一日中引き受けることができた^{70）}。

そのように仕事を組織化する新しい方法は、全てのチャイルド minder とその支援者たちから問題ないと考えられたわけではなかった。その方法によって、チャイルド minder を行う際の独自の特質が危険にさらされると主張する人もいた。例えば、ケアが一人の人によって行われることや、チャイルド minder と子どもとの関係が途切れないことなどである。また、勤務時間の規制が開始されたのは、ちょうど自治体がプレスクールを支持してチャイルド minder を削減しているときであった^{71）}

ウプサラ・モデル

時間と場所の限定は、仕事と私的な雑用の区別を特徴づける重要な特性である。しかし、おそらく最も影響を与えた問題は、チャイルド minder たちの彼女たち自身の子どもの関係という論点であり、今もそれは変わっていない。

1980年代、デイケア不足は深刻化した。いくつもの自治体が解決方法としてチャイルド minder に目を向けた。けれども、チャイルド minder として働きたいという女性は少なかった。1988年に、ウプサラ市で一つのモデルが女性をチャイルド minder として働くよう呼び込むために生み出された。その際、チャイルド minder が彼女たち自身の子どものケアするのにも同様に給与が支払われるという条件が確立された。このモデルは自分の子どものケアのために自治体が市民に給与を支払うことを禁じる法律と相容れないということが論じられ、広く議論された（そして、されている）。それゆえこのモデルは審理のため最高行政裁判所に送られた。1991年に裁判所は、チャイルド minder に彼女たち自身の子どものケアを行うことに対して給与を支払うことは、働いている間にデイケアを受ける親たちの権利と同等のものであると裁定した^{72）}。そのため1990年代初めから、チャイルド minder が彼女たち自身の子どものケアにも給与を支払われるべきであるかどうかを決定する権利を自治体を持つことが、チャイルド minder のための協定に盛り込まれている。裁判所の判決と一致して、自分の子どもに対するケアの賃金は、チャイルド minder が他の子どもも同様にケアしている時間にも支払われうるということもまた協定に書かれている^{73）}。別の言い方をすれば、チャイルドマイ

ンダーが「働いている」ときにのみ、彼女たち自身の子どものケアに対しても給与が支払われる、ということである。これは、労働時間と自由時間との間の境界線がむしろ虚構であるということも意味している。チャイルドマインダーは、彼女の自由時間に、彼女が働いているときにすること——子どものケア、料理など——とまさに同じことをできるのであって、ただ彼女はそれをするのに給与を得られないだけなのである。

チャイルドマインダー自身の子どもとケアする[他の]子どもとの差異に関する別の問題として、いくつかの自治体がデイケアに通わない子どもに3時間の特別な活動を提供していることが挙げられる。多くの自治体で、親（つまり母親）と一緒に家にいる子どもだけでなくチャイルドマインダーの所に通う子どももまたこの活動を提供されている。その他の自治体においてはこの活動はどのような形態のデイケアも受けていない子どもにだけ提供されている。しかし、どちらの場合も、チャイルドマインダー自身の子どもはデイケアを受けているとみなされず、そのため3時間の活動を提供されている。いずれにしても、これはチャイルドマインダーたちが不快感を抱く鍵となってきた。というのは、チャイルドマインダーたちの考えによれば3時間の活動の提供は、彼女たちが提供するケア/教育をプレスクールで提供されるケア/教育よりも価値が低いものとして解釈するものだからである。実際に、ケアを受ける子どもに対して3時間の活動を提供するための議論の一つは、子どもがチャイルドマインダーの所では正しい教育的刺激を受けることができないうものというものである。しかし、チャイルドマインダー自身の子どもを組み合わせるときだけは、議論は教育的なものではなく心理的なものとなり、母親からの離脱を強調している。というのも母親からの離脱は公的領域に参加することと同様とみなされるからである。

6. 家にいるのか—それとも働いているのか？

私がインタビューした全てのチャイルドマインダーが、政策・言説の中や労働市場における交渉において見出される問題に対処するための方策を講じていた。彼女たちの多くは、政治家や組合の代表による見解のうちに、彼女たちの仕事を見下すような態度を感じている。彼女たちは、自分たちの仕事はどのように法令に認められ影響するのかを非常に気にしている。つまり、彼女たちが行っていることが専門的な仕事であるという理解が、どのように立証されるのかを気にしているのである。

デイケアを多数の中から選択できるようにする転換は、チャイルドマインダーが彼女たち自身を市場で売りたいための可能性を開いた。このコインの裏側は彼女たち[の取り組み]がむしろ不利な位置——プレスクールの「次に最良の」ものとみなされている——から始まっているということである。この市場で生き残るために、チャイルドマインダーたちは戦略として家庭的環境と[ケアを行う]個人の継続性という独自性を押し出している。それゆえに、彼女たちは「正式な」職の理念に関わり適合する必要がある一方で、母親であることと家庭という理念に密接に結びついている「独自性」を維持したいと望む。したがって、母親業/仕事と公/私に関する矛盾に対する葛藤が増し、チャイルドマインダーたちはこれに日常的に取り組みなければならない。この節では、チャイルドマインダーたちが仕事であるものとそうでないものとの線引きに

どのように取り組んでいるのかを考察する。この考察は、1995年から1998年に15人のチャイルドマインダーに対して行われた一連の詳細なインタビューに基づくものである⁷⁴⁾。

コーヒーを飲むことと掃除すること

「正式な」仕事の規範に適合するように、チャイルドマインダーは彼女たちが何かを実際に行っていることを示す必要がある。一人のチャイルドマインダーが語ったように、彼女たちはただの「マニキュアを塗りながら電話で話す」主婦ではないということを示さなければならない。これをどのように行うかは各自異なるが、インタビューを行ったチャイルドマインダーたち全員がこの問題に直面していた。彼女たちの多くは、それについてユーモアをまじえて語り、冗談を言った。彼女たちのうちの一人は、公園でコーヒーを飲む間一度も座れた試しがないと語った。たとえもしチャイルドマインダーが、全ての労働者と同じように、休憩を取ることが認められなければならないとしても、それは公的に示されてはならないのである。

何も隠すべきことがないとしても、真剣に働くという非の打ち所の無い外面を装うことが、[チャイルドマインダーにとって]重要であるように見える。近隣住民やその他の人々によって見張られているように感じると報告するチャイルドマインダーたちもいた。というのもそのような人々は、いかに「税金を投入されたワゴン」が使用されているか、または怠惰であるチャイルドマインダーについて、批評を行う監督者になることを自分たちの責務とみなしているように見えるからである。また、デイケアの供給が足りているときには、チャイルドマインダーたちは公園で「ケアを」行うことが新規の子どもを勧誘するのに重要であると主張した。彼女たちは労働市場で生計を立てているにもかかわらず、たいていの場合非労働者としてみなされているのである。

インタビューに答えたチャイルドマインダーたちは、彼女たちの仕事に関連する職務と私的な雑用とを分けることもまた重要だと考えていた。インタビューを行ったチャイルドマインダーたち全員が、この問題に正確にどう対処しているのか明確に説明している。彼女たちは、買い物、料理、掃除のようなことについて、何が仕事に関することであり、何がそうでないのか、彼女たち自身のルールを決めていた。彼女たちはこの問題に関して彼女たちの根拠と判断を説明する用意ができていた。チャイルドマインダーたちはたいてい、勤務時間中に私的なことをしていると非難される危険を冒す位であれば仕事の後か前にそれらのことを行う方がましだと考えていた。インタビューに答えたチャイルドマインダーたちは全員、ケアする子どもが彼女たちの家にいる間は、掃除機をかけること、またはその他の「大がかりな」掃除をすることを避けていた。したがって、彼女たち全員が、仕事のためにより多く掃除をしなければならないことや、それは実際には職務の一部であるということに同意したにもかかわらず、これらの雑用は結果的に勤務時間外になされていた。インタビューに答えたチャイルドマインダーたちの多くはまた、ケアする子どものための買い物と料理も勤務時間外にしており、それは彼女たちが当日の活動は全て教育的であるべきだと考えているからであった。当日に料理をするチャイルドマインダーたちも、子どもたちに彼女たちと一緒に料理をさせるなどして、たいていそれを教育の一部にしていた。掃除や料理のような家事を勤務時間外に行うことだけでなく、彼女たちが働いているということを示すためになされる努力もまた、賃金を得ている勤務時間中に

私的な務めを行うことへの非難を避けるための戦略である。[ここで]起こっているのは、極度なまでの自己統治の進行である。実のところ、仕事と私的な雑用との間の境界線が曖昧なために、チャイルド minder たちは自分たちを守り、家内労働と賃労働との区分をより一層効果的に維持するように強いられているのである。家事を行う家で働くことの「利点」を利用していると非難されることを彼女たちが懸念した結果として、彼女たちは実際には仕事を私的な（自由）時間に行うという慣行がもたらされたのであった。

チャイルド minder はまた、彼女たちが教育的・専門的職業人であり、何人か多くの子どもの世話をする「単なる普通の母親」または「主婦」ではないということを示す必要もある。このために彼女たちはたいてい、[ケア]活動について細部まで正確な計画を立て、そして長期にわたる昼食のメニューを提示していた。彼女たちはまた、子どもが教育的に発達していることを示すための文書とポートフォリオ（書類鞆）を使って働いていた。インタビューに答えたチャイルド minder たちの多くは、彼女たちの技能を改善し、使用者から提案される夜間授業や様々な授業に出席したいと考えていた。

専門職業意識を実現するための戦略はまた、時間と場所の限定も含んでいる。多くのチャイルド minder たちが、送迎時間を守らない親たちに対処していた。インタビューしたチャイルド minder たちの中には、この点に関して決して譲らず、自分たちの勤務時間に関しては親たちを「支配する」という者も何人かいた。その他のチャイルド minder たちはもっと寛容で、親が少し遅れたとしてもそれが「自分の私生活に立ち入らない限り」大きな問題ではないと述べた。双方の戦略ともに少し問題があるように見え、そしておそらくこれは彼女たちの仕事のより厄介な特徴のうちの一つであるだろう。つまり、彼女たちの家が職場から私的な家になる時間帯が存在するのである。

私の子どもとあなたの子ども

私が話したチャイルド minder たち全員が、彼女たちの仕事のうちで最も厄介だったのは彼女たち自身の子どもが幼く、ケアする[他の]子どもをケアするのと同時に自分の子どものケアもしなければならなかったときであったと述べている。彼女たちは皆、ケアする[他の]子どもとの関係において自分の子どもをどのように扱うのかについて深く考えてきたようであった。例えば、ケアする[他の]子どもと自分の子どもを同様に扱うべきなのか、別様に扱うべきなのか？彼女たち自身の子どもがケアする[他の]子どもを優先して時には一歩引かなければならなかったということが、今であれば理解できると、振り返って述べる人もいた。あるチャイルド minder はそれを次のように語っている。

夜になると、私は息子を常に後回しにしているのではないかとしばしば思った。時折私はそれを後ろめたく感じた。(中略)しかし今は、私は息子と話しているし、彼も少し成長した。だから私は今では働いているときに自分は働いているのだと感ぜられる。そして彼は学校から帰ってくると、私が彼に集中できるようになるまで、私の仕事が終わるのを待たなければならないだろう。

例えば、自分の子どもの過ちは、ケアする[他の]子どもにするのよりも決まって厳しく正すと語るチャイルド minder たちもいた。よく起こる問題はどのようにおもちゃを扱うかである。彼女たちの子どもが、自分のおもちゃを彼女たちがケアする[他の]子どもと共有したくない場合、それは認められるのだろうか？また、彼女たちの子どもがドアを閉めて彼女/彼の部屋にいたい場合、それは認められるのだろうか？ほとんどのチャイルド minder たちが、当時これらの問題に取り組むのは難しいことであったし、これらの葛藤を解決するためには多くの経験から実際的な対処方法を身につけていく必要があったことを語っている。これらの問題に対処する場合、家事労働に対処する時のように規則を立ててそれを貫くというほどには、容易ではないはずである。

私が話したチャイルド minder たちは、自分の子どもを優先することについてよりも後回しにすることについて悩んでいるようであった。これは、彼女たちが家の仕事に対処する方法と一致している。すなわち、彼女たちは他の回避手段を採るよりもむしろ、彼女たちの仕事を私生活に押し込む傾向を持つのである。しかし、チャイルド minder 自身の子どものことになると、状況は掃除のことよりも複雑である。自由時間に仕事のための掃除をしたり買い物をしたりすることは、チャイルド minder たちに搾取されているように感じさせるが、自分の子どもよりケアする[他の]子どもを優先することは彼女たちに良心の呵責を感じさせる。どのように子どもたちを扱うかという問題はまた、何が道徳的に公正であるのかについての公的/私的の概念の衝突を含むものであると私は解釈している。職業的な労働者は全ての顧客を等しく扱う。一方、母親は彼女の子どもの[他の子どもと]別様に扱う。なぜなら母親は、彼女が他人の子どもに対して持つとは異なる道徳的責任を自分の子どもに対して持つからである。

7. 公私二元論をケアする

明らかに、チャイルド minder は仕事と母親業/家内労働との間の境界線を明確にする必要性をかく乱している。彼女たちの雇用への参入によって、彼女たちは雇用者としての正式な地位を得た。この正式な地位こそが、何が仕事であり何がそうでないかを明確に特徴づける議論を強く必要とするものであると、私は解釈している。

労働者として認められるためには、チャイルド minder は仕事というものの定義に適合しなければならない。これは労働者組合と彼女たちとのミーティングにおいてはっきりと見られるものである⁷⁵⁾。そこでは、彼女たちの活動は、商品として、親へのサービスとして、そして子どものための教育として解釈されている。そしてまた、労働時間と自由時間の区別、そして仕事と私的活動の区別も要求されている。

私が主張したかった問題とは、彼女たちが行っていることというよりも（たとえもしそれが論じられすぎていたとしても）、むしろ彼女たちがケアを行う場所や時間についてであった。主として、彼女たちが自分たちの家で仕事をするところこそが問題を生み出しているのである。おそらくこれは、基本的にプレスクールの職員が「チャイルド minder と」同じ活動を行うにもかかわらず、彼女たち/彼らは、仕事であるものや仕事ではないものの概念に「チャイルド minder と」同じ[ようには]異議申し立てを提起しないという事実によって最も明確に示される

だろう。どれほど教育が[デイケアをめぐる]言説において強調されようとも、幼い子どもをケアするというには常に、食事を与えること、オムツを変えること、服を着せ、靴を履かせること、子どもに休憩をとらせることなどが含まれていなければならないのである。

家で働くという問題はまた、私的な雑用を勤務時間中に行うかもしれないという疑念、すなわち[使用者による]管理のしにくさによって強められる疑念をもたらす。これは政治家、組合代表者、近隣住民を非常に混乱させるように見える。しかし、なぜこの点がそこまで重要なのだろうか？そのような利点を他の人たちは持たないのに、ある種の労働者は持ちうるという意味では、もちろん不正の契機が存在する。しかし、この問題はもっと深い社会的な意味を持つと私は論じたい。なぜなら、この問題は公的なものとしての仕事の定義の根幹に関わるからである。もし家内労働が賃金を支払われうるのであれば、何が支払われえないのか？

チャイルド minder は、できる限り「正式な」仕事のモデルに彼女たちが合致するように、彼女たちの活動を調節することによってこれら全ての問題に対処する。その結果として、自己統治が進行し、彼女たちの家、時間、そして生活の中に境界線が生み出される。この境界線に基づいて常に行動することによって境界線が定められるのである。したがってチャイルド minder は境界線の生産、監視、再生産の鍵を握っている。そして彼女たちは誰かから監視されているかもしれないことを知っている。[この]一望監視的機能は、チャイルド minder は「実際には働いていない」集団であるという共通認識によって作用している。この機能は、近隣住民が税金を気にすることによって、そして組合の代表や政治家が、チャイルド minder はプレスクールに劣ると発言することによって作用しているのである。行われる活動が、仕事であるものの理念を保持し、仕事であるものが私的なものと混ざらないように気をつけて、常に非の打ちどころがないようにすることは、他の労働者集団よりもチャイルド minder にとって重要となる。

同様に、母親業の中心的特性が疑われるとき、母親業の価値と理想を保持することが[チャイルド minder にとって]さらに重要となる。アドリエンス・リッチは、西洋世界においては、母親業は私有なものとして形成され、母親は家に閉じ込められ、社会とのつながりである夫、または子どもの父親と共に暮らすのだと主張する⁷⁶⁾。この構築によって母親業は、仕事、公的なもの、そして男性と対立するものとして、非政治的かつ個人的で、ジェンダー化されたものとして描写される。このような対立は、デイケアやジェンダー平等に関する公的言説においてだけでなく、チャイルド minder たちの仕事に関する交渉や彼女たちの日々の実践においても維持されるのである。

仕事と母親業は体系的に対立するものとして打ち立てられているので、働くのと同時によい母親でいることは困難である。[たしかに、]スウェーデンで過去30年間に起こってきたと多くの人が主張する、家にいる母親から働く母親への理想的な転換は劇的な変化であった。それが制度的転換だとして主張する人もいるだろう。ほとんどのスウェーデン女性が今日有給で雇用されているのは明白な事実であり、それはそのような転換の「証拠」として見ることができる。しかし、現在受け入れられている母親の理想像は、実際には覆されていないのである。それよりもむしろ、母親業の理想像にもかかわらず働いている女性と言う方がより正確だと私は主張してきた。私の分析はまた、家にいる母親に基づく母親業理念という重要な原理は手つかずの

ままであるか、むしろ強化されていることを明らかにした。

チャイルドマインダーの仕事において、彼女たちの子どもをどのように扱うのかという厄介な問題は、仕事と母親業との間の境界線の最後の砦を印すものである。この問題に取り組むために、仕事から母親業を切り離す境界線を何が実際に構成しているのかに対処すべく考え、実践する必要性——または実際には要請——を、チャイルドマインダーたちだけでなく全ての母親たちが時に感じている。このようにして公私二元論はケアされているのである。

最後に、チャイルドマインダーたちは、個人としてでもなく一集団としてでもなく、母親業と仕事の定義に異議申し立てを行うための一つの立場を要求したといえる。もっと正確に言えば、彼女たちが見出だした自分たち自身がいる立場とは、既に立てられた規範や定義に彼女たちが適合するように求められた立場であった。しかしながら、彼女たちの存在それ自体が異議申し立てを前面に押し出す原因となり、そして仕事と母親業、公的なものと私的なものの中心的な問題点と定義を明確にしたのである。

訳者注

筆者による補足は【 】、訳者による補足は[]で示した。また、「チャイルドケア」という用語は日本語では「育児」または「保育」として使い分けられる傾向があり、その使い分け自体が母親業と仕事の区分を含み持つものであり、本論文の論点に関わると考えられるので、そのまま訳出したことを併記したい。

注

1) 私は「デイケア」という用語を、プレスクールと、認定されたチャイルドマインダー、すなわち両親が働く間に行われる職業的なケアに対して用いる。「チャイルドケア」という用語は、子どもが必要とするケアという意味で、より広く一般的な語として用いられており、伝統的に母親に割り当てられている。

「プレスクール」とは、たいていデイケアという目的のために特別に建設されるかまたは設計された特定の場で行われる職業的なデイケアを意味する。チャイルドマインダーとは、彼女自身の家で職業的なデイケアを行う女性のことである。この形態のケアはスウェーデンでは「家族デイケア」とも呼ばれている。

2) SOU 1967:39.

3) Florin 1999 p. 124.

4) これらの資料は本来私の研究テーマのために収集されたものだが、本論文のために集められた補足資料もある。資料についてのさらなる論考については、Jansson 2001を参照せよ。また、私は統計的情報をスウェーデン統計（SCB）から使用している。スウェーデンの法律は、SFSとして言及する。

5) SOU 1998:6, SCB 2005, SCB 2000.

6) SOU 1998:6.

7) Towns 2002, Jansson et. al. 2005, Jansson & Wendt Höjer 2006.

8) Kyle 1979.

9) 以下の事例を参照せよ。SOU 1976:6, 1979:89, 1990:41, Fürst 1999, Klinth 2002, Bekkengen 2002.

10) Florin 1999 p. 131, Fürst 1999 p. 15.

11) Fürst 1999.

- 12) Motion AK 1968:417 (社会民主[労働]党) .
- 13) Hirdman 1998 and 2001.
- 14) Nyberg 1993.
- 15) Hirdman 2001 pp. 155, Lindvert 2002 p. 101-112.
- 16) 新自由主義的影響に関する一つの論考がBoréus 1994に挙げられている。
- 17) Regeringens proposition 1993/94: 148, RD 1993/94: 108.
- 18) Fleischer 2003. また、新自由主義と母親業に関する議論についてはSnitow 1992を参照せよ。
- 19) RD 1994/95:43.
- 20) 例として、Palméus & Lindahl 1991を参照せよ。
- 21) 公的/私的に経営されるデイケアの間で選択をする権利の問題は、ストックホルム市郊外のナッカという自治体が私的利益追求型の会社に税金を供給されたデイケアを運営させることを求めた際に、重大な問題点となった。この試みは違法と裁定され、そして非営利組織のみが国家の補助金を受けることを許可する法案が[議會を]通過した (SFS 1983:943. また Bäck 2000, Montin 1992を参照せよ)。
- 22) これらの転換は社会民主[労働]党や左派政党 (例えば共産党) によって反対されたとはいえ、初期の改革は実際には社会民主[労働]党政権によって提案された (Montin 1992)。改革に反対する主要な議論の一つは、改革によって不平等の増大と社会的/民族的分離がもたらされるというものであった (Hwang 2003)。社会民主[労働]党政権は、2002年にデイケアのためのマキシマム・チャージ[制度]を導入した。それは、当局によって承認され/認可されて公的な資金供給を受ける全てのデイケア施設に適用されている。
- 23) Bjurulf 1997, Bäck 2000, Håkansson 1997 pp.65. チャイルドケアの問題における新自由主義的な転換の実証的事例として、例えばRD 1981/82: 140, p. 28-29, SOU 1993:47を参照せよ。
- 24) デイケアは地方当局によって管理されており、スウェーデンの289の自治体間には、管理におけるいくつかの差異がある。
- 25) RSKR 1996/97 no. 15, RSKR 1997/98 no. 107, SFS 1985:1100, Skolverket 1999.
- 26) SCB 2005. 2004年における1歳から5歳までの子どもの総人口は47万6千人であった。
- 27) Swedish association of Local Authorities, 1997, SCB 2005.
- 28) 右派政党は1976年から1982年の間と、1991年から1994年の間、連立内閣を形成した。それ以外のときは、社会民主[労働]党が左翼党と (1988年以降は) 緑の党議員たちの支持を受けつつ、一党政権を形成した。
- 29) RD, AK 1968 no.12, Blenda Ljungberg (cons.), 筆者による訳出。
- 30) Jansson 2001, Karlsson 2002.
- 31) Jansson 2001.
- 32) Phillips 1991 p. 28-31.
- 33) Dalla Costa & James 1997/1974.
- 34) Pateman 1989.
- 35) Arendt 1958/1998 (アレント1994).
- 36) Scott 1988 (スコット2004), Pateman 1989.
- 37) Grace 1998.
- 38) Smith 1987, さらなる考察については、Jansson 2001 p. 18を参照せよ。
- 39) Arendt 1958/1998 pp. 82-92 (アレント1994).
- 40) MacKinnon 1989.
- 41) SOU 1975:37, p. 37, 筆者による訳出。
- 42) RD AK 1968, no 12, p. 28, 筆者による訳出。

- 43) Jansson 2001, p. 116-120.
- 44) SOU 1979:89, p. 7.
- 45) SOU 1979:89. p. 167.
- 46) RD FK 1968, no. 12 p. 22-23, Per Jacobsson (lib), 筆者による訳出。
- 47) 比較的最近の資料においても、女性と母親は「親」という用語にしばしば置き換えられている。Lisbeth Bekkengen (1999) は、親（“föräldrar”）という用語はほとんどの場合母親を指すが、「父親」という用語が男性の親を指す主要な方法であり続けていることを明らかにしている。
- 48) SOU 1979:89, p. 7, 筆者による訳出。
- 49) SOU 1997:157, 筆者による訳出。
- 50) SOU 1991:80 p. 22, 筆者による訳出、強調は筆者による。
- 51) 例えば、SOU 1979:89を参照せよ。
- 52) SOU 1975:37, p. 35, 筆者による訳出。
- 53) SOU 1972:27, p. 262, 筆者による訳出。
- 54) 例えば、SOU 1972:27を参照せよ。
- 55) Elvin-Nowak 1999.
- 56) SOU 1972:26-27, RSKR 1996/97:15.
- 57) Skolverket 1999, SOU 1997:157.
- 58) SOU 1997:157 p. 60, 筆者による訳出。
- 59) SOU 1975:31, p. 44, 筆者による訳出。
- 60) cf. Pateman 1988.
- 61) 例えば、SOU 1972:27 p. 17-19, SOU 1991:80 p. 21, SOU 1997:157 p. 35-37を参照せよ。
- 62) Jansson 2001: 86, 131-139, 223-231, 288-289, Waerness 1980.
- 63) cf. Roberts 1999
- 64) Correspondence, interest organisation 1969-1970, protocols of interest organisation 1969-1970.
- 65) スウェーデンでは労働組合の組織率は伝統的に高く、特にブルーカラー労働者においては約80パーセントの労働者たちが組合に加入している。例えば同じ使用者に雇用されるブルーカラー労働者は全員、同じ組合に所属するように、スウェーデンの労働組合は組織化されている。自治体労働者組合はスウェーデンで最大の組合であり、今日およそ57万人の組合員がいる。
- 66) Kommunalarbetaren no. 4/1970.
- 67) 労働者組合と使用者の組織は、全ての自治体使用者に適用されうる一般規制に関する協定を結んだ。これらの規制に対して、その他の協定を関連付けることが可能であった。一般規制は、時間的制限などを含むものであった。自治体雇用者のうち二つの集団が一般規制から除外されたのだが、それはホームヘルパーとチャイルドマインダーであった。自治体雇用者のこれら二つの集団は、互いの協定の発展に連れて地位が向上した。一般規制がこれらに初めて適用されたのは1981年であったが、その時ですら除外条項を伴った。1990年代には、地方協定が支持されたため、自治体労働者に対する一般協定は支持を失った。そして1995年から、チャイルドマインダーの協定は地方特有であるべきだという方針を組合は取っている（Agreements for childminders 1981, 1995）。
- 68) Aftonbladet 1970-05-27, 筆者による訳出。
- 69) Agreements 1969-1979.
- 70) Local agreements 1995-1999.
- 71) Jansson 2001.
- 72) RÅ 1991.
- 73) Agreements 1990-1994, Local Agreements 1995-1999.

- 74) Jansson 2001におけるインタビューについてのさらなる議論を参照せよ。
75) Jansson 2001.
76) Rich 1980/1976 (リッチ1990).

引用文献

- Aftonbladet (National, daily newspaper, tabloid) 1970-05-27.
Agreements for childminders 1969-1994. The Labour Movements Archives, Stockholm.
Arendt, Hannah 1998[1958]: Människans villkor. Vita aktiva. (The Human Condition). Göteborg, Daidalos.
(ハンナ・アレント1994『人間の条件』志水速雄訳, 筑摩書房)
Bekkengen, Lisbeth, 1999: "Män som 'pappor' och kvinnor som 'föräldrar'" (Men as fathers and women as parents) in *Kvinnovetenskaplig tidskrift (Journal of Women's studies)*. No. 1, s. 33-48.
Bekkengen, Lisbeth, 2002: *Man får välja: om föräldraskap och föräldradighet i arbetsliv och familjeliv. (One has to choose. On parenthood and parental leave at work and in the family)* Malmö: Liber.
Bjurulf, Bo, 1997: "Kommunal verksamhet i förändring" (Municipal activity in change). In Anders Håkansson (red) : *Folket och kommunerna: Systemskiftet som kom av sig. (The people and municipalities: The systemic shift that came to a halt.)* Stockholm: Statsvetenskapliga institutionen, SU.
Boréus, Kristina, 1994: *Högervåg. Nyliberalism och kampen om språket i svensk offentlig debatt 1969-1989. (Right-wing-wave. Neo-liberalism and the fight for language in Swedish public debate 1969-1989)* Stockholm: Tidens förlag.
Bäck, Henry, 2000: *Kommunpolitiker iden stora nyordningens tid. (Municipal politicians in the time of the great new order)* Malmö: Liber.
Correspondens of the interest organisation of childminders. Marie-Louise Nilsson, private archive, Varberg.
Dalla Costa, Maria Rosa & Susan James, 1997 [1974]: "Women and the Subversion of Community" in Rosemary Hennessy & Chrys Ingram (eds.) *Materialist feminism. A Reader in Class, Difference, and Women's Lives.* Routledge
Elvin-Nowak, Ylva, 1999: *Accompanied by Guilt: Motherhood the Swedish Way.* Department of Psychology, Stockholm University.
Fleischer, Rasmus, 2003: "Haro – en antifeministisk grupp? Om kravet på avlönat hemarbete" (Haro – an anti-feminist group? On the demand for paid home-work.). Södertörns högskola: Samtidshistoriska institutionen.
Florin, Christina, 1999: "Skatten som befriar: Hemmafruar mot yrkeskvinnor i 1960-talets särbeskattningsdebatt" ("The tax that liberates. Housewives vs. working women in the 1960s tax debate") in Christina Florin, Lena Sommestad & Ulla Wikander (eds.) *Kvinnor mot Kvinnor. Om systerskapets svårigheter (Women vs women. On the difficulties of sisterhood).* Stockholm: Norstedts.
Först, Gunilla, 1999: *Jämställda på svenska. (Gender Equal – The Swedish way)* Stockholm: Svenska institutet.
Grace, Marty, 1998: "The Work of Caring for Young Children: Priceless or Worthless", i *Women Studies International Forum*. Vol.21, No.4, s. 401-413.
Hirdman, Yvonne, 1998: *Med kliven tunga. LO och genusordningen. (Speaking with a forked tongue. LO and the gender order).* Stockholm: Atlas.
Hirdman, Yvonne, 2001: *Genus – Om det stabila föränderliga former. (Gender – on the changeable forms of stability)* Malmö: Liber.
Hwang, Sun-Joon, 2003: *Valfrihet och dess effekter inom skolområdet. (Choice and its effects on Schools)*

- Stockholm: Skolverket.
- Håkansson, Anders, 1997: "Nittioalets förändringsvåg". (The changes of the nineties) I Anders Håkansson (red) : Folket och kommunerna: Systemskiftet som kom av sig. (The people and municipalities: The systemic shift that came to a halt.) Stockholm: Statsvetenskapliga institutionen, SU.
- Jansson, Maria, 2001: Livets dubbla vedermödor. Om moderskap och arbete. (The twofold labour of life. On motherhood and work) Stockholm Studies in Politics no. 80, Statsvetenskapliga institutionen, Stockholms universitet.
- Jansson, Maria, Maria Wendt-Höjer & Cecilia Åse, 2005: "Ett ögonblick – utanför ordningen" (A moment – outside the order). Forthcoming.
- Jansson, Maria & Maria Wendt-Höjer 2006: "Heja Uffe! Om legitimering av mäns överordning" (Go Uffe! On the legitimation of men's power over women) in Kvinnovetenskaplig tidskrift, no 2, 2006.
- Jonung, Christina & Bodil Thordarsson 1980: "Sweden" i Alice M Yohalem (ed) Women Returning to Work: Policies and Progress in Five Countries. London: Frances Pinter.
- Karlsson, Marlene, 2002: Perspektiv på familjedaghem. (Perspectives on family day care). Stockholm: HLS förlag.
- Klinth, Roger, 2002: Göra pappa med barn. Den svenska pappapolitiken 1960-1995. (Making daddys having children. The Swedish daddy-politics 1960-1995). Umeå: Boréa Bokförlag AB
- Kommunalarbetaren (Journal of Municipal Workers Union) no. 4/1970.
- Kyle, Gunhild, 1979: Gästarbeterska i manssamhället. Studier om industriarbetande kvinnors villkor i Sverige. (Guest-worker in patriarchy. Studies of industrial working women's conditions in Sweden) Stockholm: Liber förlag.
- Lindvert, Jessica, 2002: Feminism som politik. (Feminism as politics.) Umeå: Boréa.
- Local agreements for childminders 1995-1999. Municipalities of Haninge, Luleå, Stockholm.
- MacKinnon, Catherine, 1989: Toward a Feminist Theory of the State. Cambridge, Mass. & London: Harvard UP.
- Motion AK 1968: 417 (s)
- Montin, Stig, 1992: "Privatiseringsprocesser i kommunerna" (Privatisation processes in municipalities) in Statsvetenskaplig tidskrift, no.1.
- Nyberg, Anita, 1993: Arbetade bodens hustru? (Did the farmers wife work?) in Bo Larsson (ed.) Bonden i dikt och verklighet. Stockholm: Nordiska museet.
- Ohlander, Ann-Sofie, 1994: Kvinnor, barn och arbete i Sverige 1850-1993 : betänkande av Svenska nationalkommittén för FN:s konferens om befolkning och utveckling (women, children and work in Sweden 1850-1993. Report from the Swedish committee for the UN conference on demography and development). Stockholm: Fritze.
- Palmérus, Kerstin & Lisbeth Lindahl, 1991: Olika hög kvalitet eller unika kvaliteter? En jämförande analys av kvalitetsfaktorer i familjedaghem och daghem. (Differing in quality or different qualities.) Rapport nr. 1991: 04 från institutionen för pedagogik, Göteborgs universitet.
- Pateman, Carole, 1988: The Sexual Contract. Stanford: Stanford UP.
- Pateman, Carole, 1989: The Disorder of Women: Democracy, Feminism and Political Theory. Stanford: Stanford UP.
- Phillips, Anne, 1991: Engendering Democracy. Cambridge: Polity Press.
- RD AK (Protocol Second Chamber) 1968 no. 12.
- RD FK (Protocol First Chamber) 1968 no. 12.

- RD (Riksdag Protocol) 1981/82:140.
- RD (Riksdag Protocol) 1993/94:108.
- RD (Riksdag Protocol) 1994/95:43.
- Regeringens proposition (Government proposition) 1993/94:148.
- RSKR, (Governmental letter) 1996/97:41. Jämställdhetspolitiken. (The Gender Equality Politics)
- RSKR (Governmental letter) 1996/97:15 Vissa skolfrågor. (Certain School Issues)
- RSKR (Governmental Letter) 1997/98:107 Förskoleklass, grundskolans timplan, mobbning mm. (Pre-school class, comprehensive school plan, mobbing, etc.)
- Rich, Adrienne, 1980 [1976]: Av kvinna född: Moderskapet som erfarenhet och institution. (Of Woman Born. Motherhood as Experience and Institution.) Stockholm: Rabén och Sjögren. (アドリエンス・リッチ 1990 『女から生まれる—アドリエンス・リッチ女性論』高橋茅香子訳, 晶文社)
- Roberts, Dorothy E, 1999: "Mothers Who Fail to Protect Their Children: Accounting for Private and Public" i Julia E Haningsberg & Sara Ruddick (red) : Mother Troubles: Rethinking Contemporary Maternal Dilemmas. Boston: Beacon Press.
- RÅ (Supreme Administrative Court Yearbook) 1991.
- SCB (Statistics Sweden) 2000: Women and Men in Sweden. Facts and Figures.
- SCB (Statistics Sweden) 2005: Barn, elever och personal (Children, pupils and personnel)
- Scott, Joan, 1988: Gender and the Politics of History. New York: Columbia University Press. (ジョン・W・スコット 2004 『ジェンダーと歴史学』荻野美穂訳, 平凡社)
- SFS 1983: 943 Förordning om statsbidrag till kommunal barnomsorg. (Law on state subsidies to municipal childcare)
- SFS 1985: 1100 Skollag. (Law on School)
- Skolverket (Central school authority) 1999: Läroplan för förskolan (National curriculum for pre-school)
- Snitow, Ann, 1992: "Feminism and Motherhood: An American Reading" i Feminist Review, No. 40, s. 32-51.
- SOU (Public inquiry) 1967:39 Samhällets barntillsyn – Barnstugor och familjedaghem. (Society Day Care. Pre-schools and Childminders)
- SOU (Public inquiry) 1972: 26-27 Förskolan, del 1 & 2. Betänkande av 1968 års barnstugeutredning. (Pre-schools part 1 & 2)
- SOU (Public inquiry) 1975: 31 Samhället och barns utveckling. En rapport från barnmiljöutredningen. (Society and children's development)
- SOU (Public inquiry) 1975: 37 Barn och föräldrars arbete. En rapport från barnmiljöutredningen. (Children and parent's work)
- SOU (Public inquiry) 1976: 6 Deltidsanställdas villkor. En utredning från delegationen för jämställdhet mellan män och kvinnor. (The conditions of part-time employed. Delegation for gender equality)
- SOU (Public inquiry) 1979: 57-58 Barnomsorg (del 1 & 2). Planeringsgruppen för barnomsorg. (Day Care, part 1 and 2)
- SOU (Public inquiry) 1979: 89 Kvinnors arbete. En rapport från jämställdhetskommittén. (Women's work. Delegation for gender equality.)
- SOU (Public inquiry) 1981: 25 Bra daghem för små barn. Betänkande från familjestödsutredningen. (Good pre-schools for young children)
- SOU (Public inquiry) 1990: 41 Tio år med jämställdhetslagen. Betänkande av jämställdhetsutredningen. (Ten years with the gender equality law)
- SOU (Public inquiry) 1991: 80 Förskola för alla barn. Hur blir det? Betänkande för aktionsgruppen för

- barnomsorg. (Pre-school for all children. How will that be?)
- SOU (Public inquiry) 1993:47 Konsekvenser av valmöjligheter inom skola, barnomsorg, äldreomsorg och primärvård. Rapport till lokaldemokratikommittén. (Consequences of Choice in School, Day Care, Care for Older and Primary Health-Care.)
- SOU (Public inquiry) 1997: 157 Att erövra omvärlden. Förslag till läroplan för förskolan. Slutbetänkande av barnomsorg- och skola-kommittén. (To capture the world. Proposal for national curriculum for pre-school)
- SOU (Public inquiry) 1998: 6 Ty makten är din...Myten om det rationella arbetslivet och det jämställda Sverige. Betänkande från kvinnomaktutredningen. (The power belongs to thee... The myth of rational work-life and gender equal Sweden.)
- Swedish association of municipalities, 1997. Unpublished figures.
- Towns, Anne, 2002: "Paradoxes of (In) Equality. Something is Rotten in the Gender Equal State of Sweden. In Cooperation and Conflict, vol. 37.
- Waerness, Kari, 1980: "Omsorgen som lönearbete. En begreppsdiskussion" (Care as paid work. A conceptual analysis) in Kvinnovetenskaplig tidskrift no. 3.

